

行政文書開示請求書

内閣情報官

平成24年2月13日

~~内閣府情報管理センター長~~
(受任機関の長)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ()

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 平成24年1月27日付で三菱電機株式会社に対してなされた指名停止措置に関する同社からの通告書

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日> 可能な限り早い日

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



J紙をはってください。



*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

※ 3/2 南正決定書
259

行政文書開示等決定通知書



様

内閣情報官

北村 滋

平成 2 4 年 2 月 1 3 日付け行政文書の開示請求（平成 2 4 年 2 月 1 3 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

平成 2 4 年 1 月 2 7 日付け三菱電機株式会社に対する指名停止通知書

2 不開示とした部分とその理由

なし

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A 4 判文書 1 枚 (白黒 1 枚)	①閲覧	1 0 0 枚までにつき 1 0 0 円	1 0 0 円	0 円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙 1 枚につき 1 0 円	1 0 円	0 円
	③スキャナにより電子化し CD-R に複写し	CD-R 1 枚につき 1 0 0 円に、文書 1	1 1 0 円	0 円

	たものの交付（PDF ファイル）	枚ごとに10円を加 えた額	
--	---------------------	------------------	--

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注）CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（2） 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成24年3月21日から平成24年5月25日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

（3） 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：120円

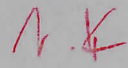
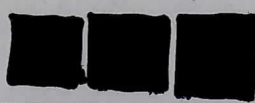
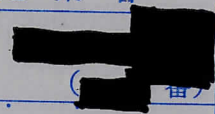
* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（代表）（内線83406）

		保存期間	30年・10年・ <u>5年</u> ・3年・1年	
(文書処理上の記事)	文書番号	閣情第 125号		
	受付	平成 24年	3月 2日	
	起案	平成 24年	3月 5日	
	決裁・供覧	平成 年	月 日	
	施行	平成 年	月 日	
	専決番号	別表 —		
内閣情報官  次長  内閣審議官  内閣参事官 (総務部主幹)  調査官  内閣事務官  起案者 氏名 				
(件名) 行政文書開示等決定通知書の発出について				
(伺い)				
標記の件、平成24年2月13日受付けの情報公開請求について、別紙案のとおり、行政文書開示等決定通知書を発出してよろしいか伺います。※請求書別添				

○行政文書の開示について

平成24年2月13日付けで開示請求（平成24年2月13日受付）のありました「平成24年1月27日付けで三菱電機株式会社に対してなされた指名停止措置に関する同社宛の通告書」については、該当する文書が（別添：開示文書）「平成24年1月27日付け三菱電機株式会社に対する指名停止通知書」にあたるものである。

当該文書について、その内容を確認すると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条各号の不開示情報となる情報はないため、全面開示とする。

行政文書開示請求書

内閣情報官

平成24年2月13日

~~内閣府情報管理官~~ 所長殿
(受任機関の長)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

TEL ()

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 平成24年1月27日付で三菱電機株式会社に対して行われた指名停止措置に関する同社からの通告書

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日> 可能な限り早い日

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



貼紙をはってください。



*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

※ 3/12 南平決定通知書
送付

行政文書開示等決定通知書

様

内閣情報官

北村 滋

平成 2 4 年 2 月 1 3 日付け行政文書の開示請求（平成 2 4 年 2 月 1 3 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

平成 2 4 年 1 月 2 7 日付け三菱電機株式会社に対する指名停止通知書

2 不開示とした部分とその理由

なし

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A 4 判文書 1 枚 (白黒 1 枚)	①閲覧	1 0 0 枚までにつき 1 0 0 円	1 0 0 円	0 円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙 1 枚につき 1 0 円	1 0 円	0 円
	③スキャナにより電子化し CD-R に複写し	CD-R 1 枚につき 1 0 0 円に、文書 1	1 1 0 円	0 円

	たものの交付（PDF ファイル）	枚ごとに10円を加 えた額	
--	---------------------	------------------	--

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注） CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（2） 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成24年3月21日から平成24年5月25日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

（3） 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：120円

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（代表）（内線83406）

保存期間	30年・10年・ 5年 ・3年・1年
文書番号	閣情 第 号
受付	平成 24年 2月 13 日
起案	平成 24年 2月 24 日
決裁・供覧	平成
施行	平成
専決番号	別表

(文書処理上の記事)

〇 会計課は全て開示するとの
こと。
〇 決裁はなし (見直しあり)

〇 企画法規係
松江氏 82332
中野氏 82374

所長

次長

管理部長

内閣参事官

総務課長

会計課長

管理部付調査官

内閣事務官

内閣事務官

(審査) (決算) (企法)

起案者

氏名

(件名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示請求に
対する決定通知について

平成24年2月13日付け請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律
第5条、第9条及び第17条並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律第
15条第1項の規定に基づき、(案)のとおり決定し、開示請求に対して通知してよろしい
かと伺います。

なお、本件に関しては、本室と調整済みです。

内 閣

A-4 上質44.5kg (50枚天のり)



閣 情 星 第 5 2 号

平成 2 4 年 1 月 2 7 日

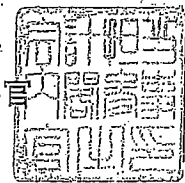
東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 3

三菱電機株式会社

代表執行役、執行役社長 山 西 健一郎 殿

内閣官房内閣総務官室

会計担当内閣参事官



指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が情報収集衛星の契約に関し過大請求を行ったことは、誠に遺憾である。よって、今後は、係る事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。

記

- 1 指名停止の期間 「内閣官房における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」第1第1項別表第9号及び第2第4項に基づき1月27日から「1ヶ月以上18ヶ月以内」の指名停止とする。
なお、「1ヶ月以上18ヶ月以内」の具体的期間については、事実関係の全容が解明され、過大請求に係る過払い金等が国庫に納入され、再発防止策等が講ぜられる等の状況を踏まえ、別途通知を行う。
- 2 指名停止の理由 情報収集衛星の研究・開発等に関する契約に係る設計・加工工数等の付け替えを行い過大請求し、財産上不当な利益を得たことは、契約の相手先として不適當であると認められるため。

平成24年 3 月 15 日

行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣情報官 北村 滋 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日 付 平成24年3月12日
文書番号 閣 情 第125号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

* 行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
平成24年1月27日 付け三菱電機株式会社 に対する指名停止通知 書	A4判文書 1枚 (内訳) 白黒 1枚	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		② 写しの交付	①全部 ②一部 ()
		3) 写しの送付 (CD-R)	①全部 ②一部 ()

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 同封する郵便切手の額 円] 無

開示実施手数料 0 円	ここに収入印紙をはってください。	
----------------	------------------	---